

三方よし商品券

会員事業所の取扱手数料は不要です！

取扱店 募集！

只今、地域商品券「三方よし商品券」の取扱店を募集しています。
ご登録いただける事業所は、申込書に記入の上、FAX等にてお申し込みくださいますようご案内申し上げます。
申込後に、ポスター等、取扱に係る案内をお渡しさせていただきます。
ぜひともご登録いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先は

八日市商工会議所
東近江市商工会

TEL : 0748-22-0186
TEL : 0749-45-5077



三方よし商品券取扱店申込書

※No.

FAX : 0748-22-0188 八日市商工会議所 三方よし商品券係行

令和 年 月 日

※取扱店一覧表に記載する内容※		会員登録されている事業所内容	
表示名		事業所名 (正式名)	
表示住所		登録住所	
表示 TEL		TEL	
取扱品や取扱 サービスのP R等(全角30 文字まで) (業種や取扱品等が分かるようにお願いします)		FAX	
		加入団体名 いずれかに✓を	<input type="checkbox"/> 八日市商工会議所 <input type="checkbox"/> 東近江市商工会

※ ホームページ <http://www.odakocci.jp/sanpoyoshi/> にて案内しております。

三方よし商品券取扱要項

東近江市内経済団体

代表 八日市商工会議所

(趣旨)

第1条 この要項は、市内の地域内循環型経済にむけて、事業者と消費者の絆を深めるため、三方よし商品券（以下「商品券」という。）発行について、必要な事項を定めるものとする。

(発行者)

第2条 商品券は、八日市商工会議所と東近江市商工会とが東近江市内経済団体（以下「東近江市内経済団体」という。）と称して、八日市商工会議所が代表して発行し、東近江市内経済団体が指定した場所に発行所を置く。

(商品券)

第3条 商品券の1枚当たりの額面金額は500円、1,000円の2券種とする。

(使用有効期限)

第4条 商品券の使用有効期限は、商品券面表に明記する。

(取扱店)

第5条 商品券を使用することができる店舗は、八日市商工会議所もしくは、東近江市商工会の会員事業所とし、登録店として募集に応じ、その指定を受けたもの（以下「取扱店」という。）とする。

2 取扱店は、東近江市内経済団体が作成したポスター等を店頭に表示するものとする。

(使用)

第6条 商品券を使用することができる店舗等は取扱店に限るものとし、取扱店はその取扱に際し、釣銭を支払わないこととする。

(商品券による販売)

第7条 取扱店は、消費者が商品券で商品等を購入し、又はサービスを受けようとする場合は、現金と同様に取り扱うものとする。

(手数料)

第8条 換金にかかる、手数料は不要とする。

(換金)

第9条 換金は、東近江市が換金金融機関に指定した湖東信用金庫の口座へ振込入金とする。

2 取扱店が商品券の換金手続きを行うことができる期限は、使用期限到来後1カ月以内とする。

3 取扱店は、商品券の換金の際、使用済み商品券の裏面取扱店名欄に店名を記入し、換金申込書に必要事項を記入の上湖東信用金庫窓口に提出するものとする。

(未換金原資)

第10条 発行者である東近江市内経済団体は、商品券の未換金が発生しないよう消費者、取扱店等に対して啓発活動を行う。

2 商品券が第4条の使用有効期限までに使用されず、又は前条第2項に規定する換金手続期限までに換金されなかったことにより生じた換金原資の残額（次項において「未換金原資」という。）は、発行者である東近江市内経済団体に帰属する。

3 未換金原資は、発行者である東近江市内経済団体が行う商工業発展のための事業に使用する。

(事故商品券)

第11条 発行済商品券保管中に紛失、盗難、破損その他の事故が発生した場合は、消費者及び取扱店がそれぞれその責を負うものとし、発行者は、一切その責を負わないものとする。

付 則

- 1 この要項は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この要項は、平成 24 年 9 月 18 日より施行する。
- 3 この要項は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。
- 4 この要項は、平成 27 年 5 月 1 日より施行する。
- 5 この要項は、平成 29 年 10 月 1 日より施行する。
- 6 この要項は、平成 30 年 6 月 29 日より施行する。